

【利用調整点数表（令和3年度分）】

別表1（基本点数）

事由	保育を必要とする理由・状況	基本点数	
		父	母
就労	月150時間以上の就労を常態	10	10
	月140時間以上の就労を常態	9	9
	月120時間以上の就労を常態	8	8
	月100時間以上の就労を常態	7	7
	月80時間以上の就労を常態	6	6
	月60時間以上の就労を常態	5	5
保護者の 疾病・ 障がい	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で保育が常時困難な場合	10	10
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	7	7
	疾病などにより、保育に支障がある場合	3	3
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10	10
	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合	8	8
	身体障害者手帳、精神障害者手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合	6	6
	常時寝たきり状態の同居親族の介護・看護にあたるもの	10	10
同居親族等の 介護・ 看護	常時観察及び介護を要する同居親族の介護にあたるもの（要介護5、4、3）	10	10
	上記以外の介護・看護にあたるもの	4	4
	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたる場合	10	10
災害・ 復旧	学校等に在学しているもの	10	10
	職業訓練を受けているもの	10	10
	通信教育を受けているもの	3	3
就学 （職業 訓練等 含む）	福祉事務所長が特に保育が必要な状態にあると認めるもの	※	※
	求職活動をしているもの	2	2
	母が出産または出産予定日の前後3ヶ月の期間にあった	-	10
虐待・ DV 求職活 妊娠・ 出産	育児休業所得中に、既に保育所（園）を利用している児童がいて継続利用が必要な場合	3	3
	多胎児（0歳から2歳）を育児しているもの	10	10
育児休 業	福祉事務所長が特に保育が必要な状態にあると認める場合（留学生・同居親族の介護・看護など）	※	※

別表2（加算減算点数）

加算要件	加算点数
ひとり親家族の場合	13
生活保護世帯で就労することが必要である場合	2
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	2
虐待やDVなどにより社会的養護が必要な場合	5
保護者・児童が障がいを持っている場合	2
育児休業明け	1
すでに入所している兄弟姉妹（多胎児を含む）と同一の保育所等の利用を希望する場合	1
前年度、4月までに入所申し込みをしたが、いまだ待機している場合	2
保育士資格保有者が空閑市に所在する認可保育所等で保育業務に従事（内定含む）する場合	3
※認可保育所等とは 認可保育所・認定こども園・児童発達支援施設をいう。	
65歳未満の同居親族、同居人が保育を必要とする事由に該当しない場合	-5
入所内定を辞退するなどの利用調整に支障をきたす行為が過去にあった場合	-7

別表3 点数が同点の場合に考慮する事項

優先順位	項目
1	希望する保育所等の申込順位が高い世帯
2	父母の一方が単身赴任等で不在の世帯
3	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
4	複数人の兄弟姉妹が保育所等の同時利用を希望する世帯
5	父母の合計所得がより少ない世帯
6	保育の必要な事由間（①からの順で優先順位を決定） ①その他（多胎児）②妊娠・出産 ③育児休業 ④災害・復旧 ⑤虐待・DV ⑥疾病・障がい ⑦就労 ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩求職活動 ※「その他」の事由に該当する場合はその内容等によって優先順位を決定する。

※虐待・DV、その他の事由については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。